

## 総務政策課 お知らせ



お問い合わせは、  
(☎63・2051)まで。

出初式において表彰、感謝状を受けられるのは、次の方々です。(五十音順・敬称略)

### ◎日高町長表彰

▽25年勤続表彰Ⅱ中筋天瑞(団員)、北山和也(団員)

### ◎和歌山県消防協会総裁表彰

▽20年勤続表彰Ⅱ崎野太士(団員)

### ◎日高地域消防協会会長表彰

▽10年勤続表彰Ⅱ中谷亮(団員)、崎山貴弘(団員)、橋本祐樹(団員)

### ◎感謝状(在団時の役職)

▽田端恵次(団長)、濱幸治(団員)、上畑考士(団員)、田嶋宏敏(団員)、山本剛士(団員)

なお、1月5日午前8時に消防団員招集のため、防災行政無線によりサイレンを鳴らします

ので、火災・その他の災害と間違えのないようお願いいたします。

また式典終了後、萩原地区の奥山池付近で放水訓練を実施します。

### ◎昨年の出初式の様子



## 情報公開制度および 個人情報保護制度 の実施状況

「情報公開制度」は、町が保有する情報(公文書等)をみなさまからの請求に応じて公開することと、より開かれた町政を推進し、みなさまとの信頼・協力関係を深めようとする制度です。  
平成29年11月末現在の実施状況は、次のとおりです。

- ・ 公文書開示請求件数 …… 0件
- ・ 公文書開示請求に関する  
決定状況 …… 0件
- ・ 審査請求の件数 …… 0件

また、「個人情報保護制度」は、町が保有する個人情報の保護を図るための適正な手続きなどを定めた制度で、自分の個人情報の開示や個人情報の訂正、利用停止を請求することができます。

平成29年11月末現在の実施状況は、次のとおりです。

- ・ 開示請求件数 …… 1件
- ・ 訂正請求および利用停止等の  
受付件数 …… 0件

## 日高町消防団 訓練出初式

1月5日(金)  
日高町若もの広場

新春恒例の消防団訓練出初式は、1月5日(金)午前10時から日高町若もの広場(雨天の場合、町農村環境改善センター)で、婦人防火クラブの参加を得て挙行します。

式典では、多年にわたり消防団員として活躍いただいている団員や団体が、日高町長、和歌山県消防協会総裁、日高地域消防協会長から表彰されます。また、退団者に対し感謝状が贈呈されます。



お問い合わせは、  
(☎63・3800)まで。

## 児童手当制度を ご存知ですか？

### ●支給対象

0歳から15歳(中学校修了前)までのお子さまを養育されている方に支給されます。

お子さまが児童福祉施設等に  
入所されている場合、このお  
さまのご両親は児童手当を受け  
ることが出来ません(施設設置  
者が受給者となります)。

### ●支給月

原則として、毎年度の6月、10  
月、2月にそれぞれの前月分ま  
での手当を支給します。

### ●支給額

区分	所得制限以下 の場合 (月額)	所得制限 を超える場合 (月額)
0～3歳未満	15,000円	5,000円 (一律)
3歳～小学校修了前	第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円	
中学生	10,000円	

※児童の人数(第〇子)は、18歳到達後の最初の3月31日  
までの間にある児童の中で数えます

### ●届出が必要なとき

- ・支給対象となるお子さまが増えた、もしくは減った
- ・受給者、もしくは養育しているお子さまの住所や氏名が変わった
- ・受給者が公務員になった、もしくはは公務員でなくなった
- ・振込口座を変更した(受給者名義の口座に限ります)

詳しくは、住民福祉課(☎63・3800)まで。

## 通話録音機の貸し出しについて

悪質な電話勧誘や振り込め詐欺に対し、警告メッセージと録音機能により、消費者被害の未然防止につなげる「通話録音機」を貸し出します。

### ・使用方法

固定電話に接続すると、電話の発信者に対して「この電話は犯罪防止のため、会話の内容が録音されます。」などの警告を発し、録音を行います。

### ・対象者

一人暮らしで65歳以上の方  
機器を設置出来る固定電話をお持ちの方

### ・申込期間

平成30年1月10日(水)～30日(火)

※台数に限りがあります。また、1世帯に1台の貸し出しです。

煙探知機設置も行っています。

【お問い合わせ】  
社会福祉協議会(☎63・2751)

## 人権相談・行政相談。 心配ごと相談合同 相談所開設のお知らせ

1月15日(月)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。  
相談は無料で、秘密は固く守

られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。

